

2 8 川 監 公 第 4 号

平成 2 8 年 3 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項及び第 7 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村 田 恭 輔
---------	---------

同	植 村 京 子
---	---------

同	坂 本 茂
---	-------

同	織 田 勝 久
---	---------

1 監査の種別

定期（財務）監査

2 監査の対象

環境局、まちづくり局、港湾局、会計室、交通局、病院局、消防局、市民
オンブズマン事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務
局

3 監査の範囲

平成 26 年度及び 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事
業の管理（必要に応じて他の年度も対象とした。）

4 監査の期間

平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 11 日まで

5 監査の方法

収入、支出、契約、財産管理に関する事務等が適正かつ効率的に執行され
ているかについて、抽出により関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、
関係職員から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の
とおり改善措置を要する事項があった。

財務関係法令等に基づき手続を適正に行われたい。

（1）予算執行伺、契約等の手続を適正に行うべきもの

川崎市予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号）第 23 条第 1 項に
よると、歳出予算を執行するときは、あらかじめ予算執行伺を作成し、
決裁を受けなければならないとされている。また、同規則第 25 条によ
ると支出負担行為として整理する時期が定められている。しかしながら、
予算執行伺、契約等の手続を行わないまま物品の納入や委託業務等を履

行させ、後日、日付を遡って処理していた事例があった。

予算執行伺、契約等の手続を適正に行われたい。

(環境局生活環境部減量推進課、同収集計画課、同廃棄物指導課、施設部浮島処理センター、まちづくり局総務部企画課、市街地開発部市街地整備推進課、同住宅整備課、同住宅管理課、施設整備部施設計画課、消防局総務部庶務課、同人事課、同施設装備課、人事委員会事務局任用課)

また、相当長期間(6か月以上)にわたり予算執行伺を作成していなかった事例については、特に適正な事務手続を行うよう徹底されたい。

(環境局環境対策部環境対策課、選挙管理委員会事務局選挙部選挙課)

(2) 物品購入の契約手続を適正に行うべきもの

川崎市事務分掌規則(昭和47年規則第19号)第4条及び川崎市事務決裁規程(昭和41年訓令第8号)第5条第1項によると、定められた金額を超える契約については、原則として財政局資産管理部契約課へ契約手続を依頼しなければならないとされている。しかしながら、一括して発注すべき物品購入について分割して起案し、所管する部署で契約していた事例があった。

契約手続を適正に行われたい。

(環境局生活環境部川崎生活環境事業所)

(3) 市営住宅敷地の管理を適切に行うべきもの

行政財産は、市の行政執行の物的手段として行政目的の效果的達成のために利用されるべきものであり、地方自治法第238条の4第1項によると、行政財産は原則として貸し付け等を行うことができないとされている。

行政財産である市営住宅敷地の状況を抽出してみたところ、明石穂市営住宅、上作延市営住宅及び有馬第2市営住宅において、敷地が不法に使用され、植物の栽培並びに柵及び小屋の設置が行われている事例があった。

このことについては、まちづくり局においても状況を把握しており、指導等を行っているところではあるが、改善には至っていない。

引き続き指導等の取組を継続するとともに、市営住宅敷地の管理を適切に行われたい。

（まちづくり局市街地開発部住宅管理課）

（４）固定資産の管理を適正に行うべきもの

病院局では、川崎市病院局会計規程（平成１７年病院局規程第３６号）に基づき、固定資産台帳を備え固定資産の管理を行っている。

固定資産の管理状況について抽出してみたところ、既に廃棄したものの除却手続を行っていなかった事例及び所在不明となっていた事例があった。

また、病院局の定期的な調査の結果においても、抽出して確認した事例以外に所在不明、廃棄済み及び登載漏れと考えられる固定資産が多数ある状況であった。

固定資産の現況を十分に調査の上、適正な管理を行われたい。

（病院局川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課）

（５）未収金及び未払金の管理を適正に行うべきもの

地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第１３条によると、地方公営企業の現金の収支を伴う収入及び支出のうち、その債権又は債務の確定の際直ちに現金の収納又は支払をしないものについては、未収又は未払として計理しなければならないとされている。

病院局における未収金及び未払金（以下「未収金等」という。）の管理についてみたところ、計上漏れとなっていた事例及び誤って計上したままとなっていた事例があった。

未収金等の残高について定期的に検証を行い、管理を適正に行われたい。

(病院局総務部庶務課、経営企画室、川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局庶務課、同医事課)

(6) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、次のとおり所属を問わず発生している事例、反復して発生している事例等があった。

財務関係法令等に基づき適正な事務手続を行うとともに、再発防止に努められたい。

ア 収納事務委託の告示等を行うべきもの

収納事務を私人へ委託したことについて、告示等の手続を行っていなかった事例

(病院局経営企画室、川崎病院事務局庶務課、同医事課、井田病院事務局医事課)

イ 請書の作成を適正に行うべきもの

請書の作成を省略できない、あらかじめ購入できるペットボトル入り飲料を購入する際、請書を作成していなかった事例

(まちづくり局総務部まちづくり調整課)

ウ 災害賄費の支出方法を検討すべきもの

火災等の現場に従事する際に給付される災害賄費について、職員が一時的に立替えて支払っていた事例

(消防局警防部警防課)

エ 委託契約に係る契約書を適切に作成すべきもの

委託契約書に業務内容の記載がなかった事例

(消防局警防部救急課)

オ 時間外勤務手当の支給事務を適正に行うべきもの

勤務時間の誤入力により時間外勤務手当の支給額に誤りがあった事例

(交通局企画管理部庶務課)

カ 備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 重要物品の廃棄について会計管理者に報告していなかった事例

(環境局生活環境部減量推進課、環境総合研究所地域環境・公害監視課)

(イ) 物品不用処分の手続を行っていなかった事例

(環境局環境対策部環境対策課、生活環境部減量推進課、同廃棄物指導課、同川崎生活環境事業所、施設部処理計画課、同施設整備課、同浮島処理センター、同堤根処理センター、同王禅寺処理センター、環境総合研究所都市環境課、同地域環境・公害監視課、会計室審査課、同出納課、消防局中原消防署、多摩消防署)

(ウ) 所在が不明となっていた事例

(環境局宮前生活環境事業所)

(エ) 備品登録手続を行っていなかった事例

(交通局自動車部運輸課)

(オ) 保管換えの手続を行っていなかった事例

(環境局生活環境部減量推進課、交通局自動車部管理課、監査事務局行政監査課)

(カ) 備品使用票を貼付していなかった事例

(消防局警防部指令課、多摩消防署)

(キ) 使用者及び使用区分の決定の手続を行っていなかった事例

(環境局生活環境部南部生活環境事業所、施設部施設整備課、同浮島処理センター、環境総合研究所環境リスク調査課、消防局警防部航空隊、予防部危険物課、監査事務局行政監査課)

(ク) 使用者変更の手続を行っていなかった事例

(環境局地球環境推進室、生活環境部廃棄物指導課、同廃棄物政策担当、消防局総務部庶務課、警防部警防課、同指令課、高津消防署)

(ケ) 毎事業年度1回以上行わなければならない備品の検査をしていなかった事例

(交通局企画管理部経理課)

(コ) 備品整理簿を整備していなかった事例

(交通局自動車部管理課)

キ 消耗品の管理を適正に行うべきもの

(ア) 印紙、切手又はその他消耗品について、物品交付請求手続きを行っていなかったことなどにより、出納簿における残数と現存数が一致しなかった事例

(環境局総務部庶務課、環境対策部交通環境対策課、生活環境部減量推進課、同廃棄物指導課、施設部堤根処理センター、消防局警防部警防課、同救急課、同航空隊、予防部予防課)

(イ) 消耗品の一部について、総合財務会計システムによる管理をしていなかった事例

(消防局予防部予防課)

ク 公有財産の管理を適切に行うべきもの

(ア) 使用許可手続きを行うべきもの

a 蟹ヶ谷槍ヶ崎市営住宅及び高山市営住宅敷地内における自治会設置の防災倉庫用地に係る使用許可手続きが行われていなかった事例

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課)

b 市バス営業所敷地内の職員用自転車置場に係る使用許可手続きが行われていなかった事例

(交通局企画管理部経理課、自動車部塩浜営業所、同井田営業所、

同鷲ヶ峰営業所)

- c 川崎市立川崎病院敷地内の照明付バス停留所標識及びベンチ設置に係る使用許可手続が行われていなかった事例

(交通局企画管理部経理課、自動車部管理課、病院局川崎病院事務局庶務課)

- d 川崎市立井田病院敷地内のバス折返所に係る使用許可手続が行われていなかった事例

(交通局企画管理部経理課、自動車部運輸課、病院局井田病院事務局庶務課)

(イ) 使用承認手続を行うべきもの

中野島多摩川市営住宅敷地内のバス折返所に係る使用承認手続が行われていなかった事例

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課、交通局企画管理部経理課、自動車部運輸課)

(ウ) 道路占用許可手続を行うべきもの

生田駅周辺自転車等駐車場内における乗務員用屋外トイレの設置に係る道路占用許可手続が行われていなかった事例

(交通局企画管理部経理課、自動車部運輸課)

(エ) 使用状況を整理すべきもの

菅生市営住宅の入居者用自転車等駐車場の一部を、交通局が無償で使用していた事例

(まちづくり局市街地開発部住宅管理課、交通局企画管理部経理課、自動車部管理課)

ケ 固定資産の除却手続を行うべきもの

固定資産の除却手続を行っていないことにより、当該資産を固定

資産台帳に登載していた事例

(交通局自動車部管理課)

コ たな卸資産の廃棄に係る会計処理を適正に行うべきもの

使用期限切れとなり廃棄した薬品、診療材料等のたな卸資産について、使用したものと同様に材料費として会計処理を行っており、たな卸資産減耗費へ計上していなかった事例

(病院局川崎病院事務局庶務課、井田病院事務局庶務課)

サ 会計職員の任命又は解任手続を適正に行うべきもの

(ア) 金銭出納員、物品出納員又は物品受入検査員の任命又は解任手続が完了していなかった事例

(環境局総務部環境調整課、地球環境推進室、環境評価室、生活環境部廃棄物政策担当、施設部浮島処理センター、環境総合研究所地域環境・公害監視課、消防局警防部警防課、多摩消防署、麻生消防署)

(イ) 金銭取扱員を任命していなかった事例

(消防局総務部人事課)

(ウ) 任命すべき職員以外の者を金銭出納員に任命していた事例

(消防局予防部査察課)

(エ) 任命すべき職員以外の者を物品出納員に任命していた事例

(消防局麻生消防署)